

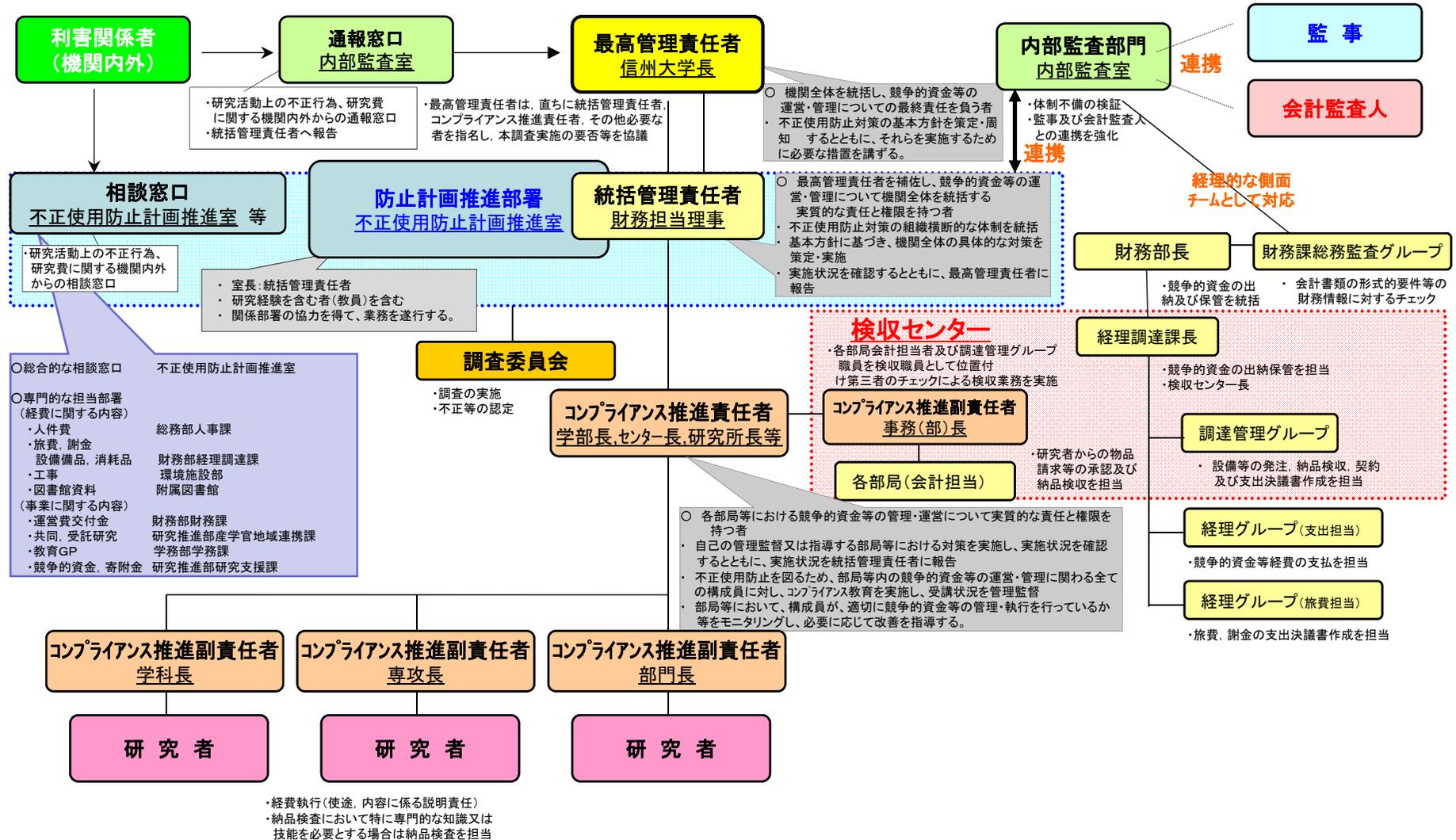


研究機関における公的研究費の管理・監査 のガイドライン（実施基準）改正に伴う信 州大学取り組みについて（取扱業者用）

平成27年 3月17日
国立大学法人信州大学



信州大学の運営・管理のイメージ





研究費の適正な運営及び管理活動

■ 不正を発生させる要因の把握

【留意事項 ガイドラインより抜粋】

- 業者に対する未払い。
- 同一業者、同一品目の多頻度発注、特定の研究室でのみ取引のある業者、発注業者の偏り。
→業者に誓約書の提出を求める。業者に本学規則等の周知を行う。（業者説明会の実施）
- 特殊な役務契約に対する検収が不十分
→履行が確認できる書類による検収、知識を有する発注者以外のチェック、成果物のない保守、点検等は、立会いによる現場確認。
- 検収及びモニタリング等の形骸化
- 納品物品の持ち帰り、納品物品の反復使用
→検収業務は事務部門が担当することを徹底する。
- 換金性の高い物品の管理が不十分
→対象物品：パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器（HDD,DVD,BD）



研究費の適正な運営及び管理活動

■ 取引業者に誓約書等の提出を求める

【ガイドラインより抜粋】

(機関に実施を要請する事項)

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることを鑑み、
癒着を防止する対策を講じる。
このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、
機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績
(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の
提出を求める

(実施上の留意事項)

誓約書等(対業者)に盛り込むべき事項

- 法令、本学規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- 内部監査等の調査において、取引帳簿の閲覧・提出要請に協力すること。
- 不正認定により、取引停止等、いかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 本学構成員から不正行為の依頼があった場合に、通報すること。



研究費の適正な運営及び管理活動

■ 信州大学との取引に関する基本事項

1. 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本学教職員との癒着をしない。
 - 2) 次の不適切な取引をしない。
 - ① 預り金（本学教職員等から預け金の依頼の承諾）
 - ② 取引事実と異なる書類の提出
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 本学教職員から不正な行為の依頼等があった場合には拒絶し、本学の通報窓口へ連絡すること。
4. 本学の調達に係る納品については、すべて検収センター（各部局に設置）で納品確認を受けること。また、納品書には納品日を記載し、納品物と一緒に提出すること。
5. 教員の発注権限は50万円未満となっているので、教員から50万円以上の直接発注、あるいは本来1件の調達として取引するものを意図的に分割した発注依頼があった場合には、当該部局の事務部門に相談すること。



研究費の不正使用に関する通報窓口

研究費の不正使用に関する通報及び情報提供を受け付けます。

【通報窓口】

国立大学法人信州大学内部監査室

TEL:0263-37-3197(直通), 811-2470(内線)

FAX:0263-37-3484

E-mail:naibukansa※gm.shinshu-u.ac.jp(※は@に置き換えてください)

【受付時間】

8:30-17:15(日曜日, 土曜日, 祝日, 年末年始の休日を除く。)

【通報方法】

通報用フォーマットに必要事項を記入の上, 書面, ファクシミリ, 電子メール, 電話, 面談により通報願います。

【対象】

- ・ 架空請求等により業者に研究費を預け金として託すこと。
- ・ 実態を伴わない旅費, 謝金及び給与を請求すること。
- ・ 関係法令, 配分機関の定め, 学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。
- ・ その他, 研究費の不正使用に該当すると思われるもの。

【留意事項】

- ・ 通報された情報は, 必要な調査を行うためだけに使用し, それ以外の目的に使用したり, 公開したりすることはありません。また, 通報者は, 通報をしたことを理由として, 不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・ 通報された情報に関し, より詳細な情報, 調査への協力を求める場合があります。
- ・ 調査の結果, 悪意(被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等, 専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づく通報を行ったことが判明した場合は, 通報者の氏名の公表, 懲戒処分, 刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。



研究費の運営及び管理に関する相談窓口

研究費の運営及び管理に関する学内外からの相談を受け付けます。また、研究費の不正使用に関する通報及び情報提供に関する事前又は事後相談も可能です。

【相談窓口】

不正使用防止計画推進室(財務部財務課総務監査グループ)

TEL:0263-37-2120(直通), 811-2162(内線)

FAX:0263-34-4003

E-mail:soumu_kansa@gm.shinshu-u.ac.jp

(※は@に置き換えてください)

【不正行為に関する相談窓口】

不正行為防止計画推進室(研究推進部研究支援課)

TEL:0263-37-3528(直通), 811-2328(内線)

FAX:0263-37-3049

E-mail:kshienka@gm.shinshu-u.ac.jp

(※は@に置き換えてください)

【受付時間】

8:30-17:15(日曜日, 土曜日, 祝日, 年末年始の休日を除く。)

【相談方法】

相談用フォーマットに必要事項を記入の上, 書面, ファクシミリ, 電子メール, 電話, 面談により相談願います。

【対象】

- ・ 研究費の運営及び管理に関すること。
- ・ 研究費の不正使用に関する通報及び情報提供に関すること。

【留意事項】

- ・ 事例を整理・分析し, コンプライアンス教育において周知する等により学内で共有させていただきます。
- ・ 前項の分析結果は, 必要に応じて, モニタリング結果等とともに基本方針及び内部規程等の見直しに活用させていただきます。
- ・ 内容によっては, 通報窓口へ送付することがあります。



研究費等の不正使用防止対策等に係る資料の公表

【本学ホームページにて情報公開・・・確認ください】

信州大学における研究費等の不正使用防止対策

<http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/plan/prevention/>

物品・役務契約一般事項(信州大学契約事務取扱規程及び
信州大学契約事務取扱細則)

<http://hjusrv.shinshu-u.ac.jp/rakusatsu/shiyousyo.dll/ichiran>